



# 島根県報

平成21年12月4日（金）

号外第213号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

（農 業 経 営 課） 2

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第83号）

#### 1 規則の概要

- (1) 貸付対象となる農業者等に次に掲げる者を加えることとした。（第2条関係）
  - ア 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下「農商工等連携促進法」という。）の認定を受けた農業者等
  - イ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）の生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者等
  - ウ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（以下「米穀新用途利用促進法」という。）に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けた生産者又は促進事業者のうち特定畜産物等の生産の事業を行う者等
- (2) 農業者等に対する農業改良資金の限度、償還期間、内容等を改めることとした。（第3条―第5条関係）
- (3) 次に掲げる者を農業改良資金の貸付対象とすることとした。（第7条関係）
  - ア 農商工等連携促進法に規定する措置を行う認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）
  - イ 米穀新用途利用促進法の農業改良支援措置を行う認定製造事業者等（以下「認定製造事業者等」という。）
- (4) 融資機関が行う認定中小企業者等（認定中小企業者及び認定製造事業者等をいう。）に対する農業改良資金の限度、償還期間、内容等を定めることとした。（第8条―第10条関係）
- (5) 認定中小企業者等への農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関に対し県が貸し付ける資金の貸付条件を定めることとした。（第11条関係）
- (6) 農業改良資金の借入れを希望する認定中小企業者等に対する融資機関の貸付けの手続を定めることとした。（第25条―第28条関係）
- (7) 融資機関は、一定の場合に知事の指示に従わなければならないこととした。（第29条関係）
- (8) 融資機関は、知事が報告の必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告をしなければならないこととした。（第30条関係）
- (9) その他規定及び様式の整備

#### 2 施行期日

平成22年3月1日から施行することとした。

## 規 則

島根県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第83号

島根県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県農業改良資金貸付規則（平成14年島根県規則第81号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 農業者等に対する貸付条件等（第2条―第6条）
- 第3章 認定中小企業者等に対する貸付条件等（第7条―第11条）
- 第4章 債権の保全（第12条・第13条）

- 第5章 農業者等に対する直貸の手続（第14条－第18条）  
第6章 農業者等に対する転貸の手続（第19条－第24条）  
第7章 認定中小企業者等に対する転貸の手続（第25条－第28条）  
第8章 雑則（第29条－第35条）

附則

### 第1章 総則

第1条中「。以下「省令」という。」を削り、「に対して農業改良資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）」を「に対しては農業改良資金を、農業者等、認定中小企業者等（認定中小企業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項の認定中小企業者をいう。以下同じ。）及び認定製造事業者等（米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第8条第1項の認定製造事業者等をいい、当該認定製造事業者等が米穀新用途利用促進法第2条第4項の事業協同組合等又は同条第6項の促進事業協同組合等である場合には、その直接又は間接の構成員を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）への農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関（法第3条第2項の融資機関をいう。以下同じ。）に対しては当該業務に必要な資金」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

### 第2章 農業者等に対する貸付条件等

第2条の見出しを「（貸付対象となる農業者等）」に改め、同条中「貸付対象者は、次に掲げる農業者等」を「貸付対象となる農業者等は、次に掲げるもの」に改め、同条第2号中「。以下「青年等就農法」という。」を削り、同条第6号中「団体」を「任意団体」に改め、同条第7号を次のように改める。

(7) エコファーマー（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第1項の認定を受けた者をいう。）（同法第5条第2項の認定導入計画に従って同法第2条に規定する持続性の高い農業生産方式を導入する場合に限る。）

第2条に次の3号を加える。

- (8) 農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた農業者等
- (9) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者等（当該認定に係る生産製造連携事業計画に従って農林漁業バイオ燃料法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施する場合に限る。）
- (10) 米穀新用途利用促進法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けた米穀新用途利用促進法第2条第3項に規定する生産者又は同条第6項に規定する促進事業者のうち同項第2号の特定畜産物等の生産の事業を行う者等（同計画に従って米穀新用途利用促進法第2条第7項第2号イ又はハに掲げる措置を実施する場合に限る。）

第3条を次のように改める。

（農業者等に対する農業改良資金の限度）

**第3条** 農業者等に対する農業改良資金の一農業者等ごとの限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前条第2号から第6号までに規定するものについては、当該額とそのものが農業改良措置を実施するのに必要な経費の8割に相当する額のいずれか低い額とする。

- (1) 個人 18,000,000円  
(2) 法人その他の団体 50,000,000円

第21条を第35条とする。

第20条第2項中「借受者は、」を削り、「直接貸付けの場合は」を「直接借受者にあつては」に、「融資機関貸付けの場合は」を「転貸借受者（第23条第3項に規定する農業者等及び第28条第3項に規定する認定中小企業者等をいう。以下この条において同じ。）にあつては」に、「様式第14号」を「様式第12号」に改め、同条第3項中「様式第15号」を「様

式第13号」に改め、同条第4項中「農業改良資金繰上償還承認通知書（様式第16号）を当該借受者に交付する」を「その旨を当該直貸借受人又は転貸借受人に通知する」に改め、同条を第34条とする。

第19条第1項中「直接貸付け」を「直貸」に、「借受人」を「直貸借受者」に、「融資機関貸付け」を「転貸」に改め、同条第2項中「借受者は、」を「直貸借受者は、直貸の場合は県信連及び農協を経由して、転貸の場合は当該融資機関に対し、」に改め、「農協及び県信連を経由して」を削り、同条を第33条とする。

第18条第1項中「直接貸付け」を「直貸」に改め、「農業改良資金支払猶予決定通知書（様式第12号）を」を削り、「ものに交付する」を「ものに通知する」に、「融資機関貸付け」を「転貸」に、「農業改良資金県貸付金支払猶予決定通知書（様式第13号）を交付するとともに」を「通知するとともに、農業者等に対する貸付けの場合には」に改め、同条第2項中「農業改良資金県貸付金支払猶予決定通知書の交付」を「通知」に改め、「農業改良資金支払猶予決定通知書を」を削り、「交付する」を「通知する」に改め、同条第3項中「その旨を」の次に「前2項の規定の例により」を加え、同条を第32条とする。

第17条第1項中「直接貸付け」を「直貸」に、「融資機関貸付け」を「転貸」に改め、同条を第31条とする。

第16条の見出し中「融資機関貸付け」を「農業者等に対する転貸」に改め、同条中「借受者」を「農業改良資金借受者貸付決定通知書の交付を受けたもの」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の1章、章名及び2条を加える。

## 第7章 認定中小企業者等に対する転貸の手続

（認定中小企業者等に対する転貸の申込み）

**第25条** 農業改良資金の借入れを希望する認定中小企業者等（以下「借入希望認定中小企業者等」という。）が転貸を受けようとするときは、融資機関に当該融資機関の定める申請書に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出するものとする。

- (1) 農工商等連携促進法第11条第2項に規定する資金 農工商等連携促進法第4条第1項に規定する認定を受けた農工商等連携促進事業計画の写し
- (2) 米穀新用途利用促進法第8条第2項に規定する資金 米穀新用途利用促進法第4条第1項の規定により認定を受けた生産製造連携事業計画の写し

2 融資機関は、前項の規定により提出された書類が知事が別に定める基準に適合していると認められる場合に限り、審査を行うものとする。

（認定中小企業者等に対する転貸の決定）

**第26条** 融資機関は、貸付けの決定を行ったときは、当該借入希望認定中小企業者等にその旨を通知し、知事に農業改良資金県貸付金貸付申請書（認定中小企業者等用）（様式第4号の2）を提出するものとする。

2 融資機関は、貸付けをしない決定を行ったときは、当該借入希望認定中小企業者等にその旨を通知するものとする。

（認定中小企業者等に係る県貸付けの決定）

**第27条** 知事は、前条第1項の申請書を提出した融資機関に対する貸付け（以下「認定中小企業者等に係る県貸付け」という。）の決定を行ったときは、農業改良資金県貸付金貸付決定通知書を当該融資機関に交付するものとする。

（認定中小企業者等に係る県貸付金の交付等）

**第28条** 融資機関は、認定中小企業者等に係る県貸付金の交付を受けようとするときは、農業改良資金県貸付金支払請求書及び農業改良資金県貸付金借用証書を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項に規定する書類の提出を受けたときは、認定中小企業者等に係る県貸付金を交付するものとする。

3 融資機関は、認定中小企業者等に係る県貸付金の交付を受けたときは、速やかに第26条第1項の規定により貸付けの決定を受けた認定中小企業者等に交付するものとする。

## 第8章 雑則

（指示）

**第29条** 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちにその旨を知事に報告し、その指示に従わなければならない。

- (1) 農業改良資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 農業改良資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

(帳簿書類等の調査)

**第30条** 融資機関は、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく報告をしなければならない。

第15条の見出し中「県貸付金」を「農業者等に係る県貸付金」に改め、同条第1項中「県貸付けに係る貸付金（以下「県貸付金」という。）」を「農業者等に係る県貸付金」に、「に融資機関の代表者の印鑑証明書を添え、」を「を」に改め、同条第2項中「ときは、」の次に「農業者等に係る」を加え、同条第3項中「融資機関は、」の次に「農業者等に係る」を加え、「融資機関貸付けを受けたもの」を「前条の規定により貸付けの決定を受けた農業者等」に改め、同条を第23条とする。

第14条の見出し中「融資機関貸付け」を「農業者等に対する転貸」に改め、同条中「融資機関貸付け」を「転貸」に改め、同条を第22条とする。

第13条の見出し中「県貸付け」を「農業者等に係る県貸付け」に改め、同条第1項中「法第3条第2項の規定による」を「前条第2項の申請書を提出した」に、「県貸付け」を「農業者等に係る県貸付け」に改め、同条を第21条とする。

第12条第1項中「借入希望者」を「借入希望農業者等」に改め、同条第2項中「農業改良資金借受者電算入力票を作成し、農業改良資金県貸付金貸付申請書（様式第4号）に当該入力票を添えて」を「農業改良資金県貸付金貸付申請書（農業者等用）（様式第4号）を」に改め、同条を第20条とする。

第11条の前の見出し中「融資機関貸付け」を「農業者等に対する転貸」に改め、同条第1項中「借入希望者」を「借入希望農業者等」に改め、「第3条第2項」の次に「（農商工等連携促進法第11条第1項、農林漁業バイオ燃料法第8条及び米穀新用途利用促進法第8条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「融資機関貸付け」を「転貸」に、「希望書等」を「借入希望書等」に改め、同条第2項中「希望書等」を「借入希望書等」に改め、同条第3項中「窓口機関に、」の次に「知事が別に定める」を加え、同条第4項中「借入希望者」を「借入希望農業者等」に改め、同条を第19条とする。

第10条の見出し及び同条第1項中「直接貸付け」を「直貸」に改め、同条第2項中「借受者」を「直貸借受者」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の章名を付する。

#### 第6章 農業者等に対する転貸の手續

第9条の見出し中「直接貸付け」を「直貸」に改め、同条中「借受者」を「直貸借受者」に、「農協及び県信連」を「県信連及び農協」に改め、同条を第17条とする。

第8条の見出し中「直接貸付け」を「直貸」に改め、同条を第16条とする。

第7条第2項を削り、同条を第15条とする。

第6条の前の見出し中「直接貸付け」を「直貸」に改め、同条第1項中「希望するもの」を「希望する農業者等」に、「借入希望者」を「借入希望農業者等」に、「直接貸付け」を「直貸」に、「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に、「資金借入申込希望書、経営改善資金計画書及び農作業受委託契約書の写し（第3条第1項の表1の項第8号に掲げる資金を借り入れようとする場合に限る。）（以下これらを「希望書等」を「農業経営改善関係資金借入申込希望書及び経営改善資金計画書（以下「借入希望書等」に、「団体」を「任意団体」に改め、同条第2項中「希望書等」を「借入希望書等」に、「借入希望者」を「借入希望農業者等」に改め、同条第3項中「希望書等」を「借入希望書等」に、「借入希望者」を「借入希望農業者等」に改め、同条を第14条とする。

第5条に次の1項を加える。

3 法第3条第2項（農商工等連携促進法第11条第1項及び米穀新用途利用促進法第8条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により認定中小企業者等に対する農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関は、前2項の規定の例により債権を保全するものとする。

第5条を第13条とし、同条の次に次の章名を付する。

### 第5章 農業者等に対する直貸の手続

第4条第1項中「第3条第1項の」の次に「規定による」を加え、「直接貸付け」を「直貸」に、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「直接貸付け」を「直貸」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「直接貸付け」を「直貸」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第12条とする。

第3条の次に次の3条、1章及び章名を加える。

(農業者等に対する農業改良資金の償還期間等)

**第4条** 農業者等に対する農業改良資金の償還期間(据置期間を含む。以下この条において同じ。)は10年以内とし、据置期間は3年以内とする。ただし、農業改良資金のうち次の表の左欄に掲げるものの償還期間は12年以内とし、その据置期間はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

資 金 の 種 類	据置期間
法第5条第1項に規定する特定地域資金	5年以内
持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令(平成11年政令第334号)第1項に規定する資金	3年以内
青年等就農促進法第23条第1項に規定する資金	5年以内
農工商等連携促進法第11条第2項に規定する資金	5年以内
農林漁業バイオ燃料法第8条に規定する資金	3年以内
米穀新用途利用促進法第8条第2項に規定する資金	3年以内

(農業者等に対する農業改良資金の内容)

**第5条** 農業者等に対する農業改良資金の内容は、法第7条第1項の規定により貸付資格の認定を受けた農業改良措置計画に従って農業改良措置を導入するために必要な資金で次に掲げるものとする。

- (1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- (2) 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
- (3) 家畜の購入又は育成に必要な資金
- (4) 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金
- (5) 農地又は採草放牧地(農地又は採草放牧地とする土地を含む。)について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (6) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (7) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- (8) 品種の転換を行うのに必要な資金
- (9) 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- (10) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- (11) (5)から(10)までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の様態の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農業費その他の費用に充てるのに必要な資金

(農業者等に係る県貸付金の貸付条件)

**第6条** 法第3条第2項(農工商等連携促進法第11条第1項、農林漁業バイオ燃料法第8条及び米穀新用途利用促進法第8条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により農業者等への農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関に対し貸し付ける資金(以下この条及び第23条において「農業者等に係る県貸付金」という。)の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日に係る貸付条件については、融資機関が農業者等に係る県貸付金を原

資として農業者等に対し貸し付ける農業改良資金の貸付条件とそれぞれ同一条件とすることを原則とする。

### 第3章 認定中小企業者等に対する貸付条件等

(貸付対象となる認定中小企業者等)

**第7条** 農業改良資金の貸付対象となる認定中小企業者等は、次に掲げる者（貸付対象者として適当でないとし事が認める者を除く。）とする。

- (1) 農商工等連携促進法第4条第2項第2号イに規定する措置を行う認定中小企業者
- (2) 米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号の農業改良支援措置を行う認定製造事業者等  
(認定中小企業者等に対する農業改良資金の限度)

**第8条** 融資機関が行う認定中小企業者等に対する農業改良資金の一認定中小企業者又は一認定製造事業者等ごとの限度額は、次のとおりとする。

- (1) 個人の場合 18,000,000円
- (2) 法人その他の団体の場合 50,000,000円  
(認定中小企業者等に対する農業改良資金の償還期間等)

**第9条** 認定中小企業者等に対する農業改良資金の償還期間（据置期間を含む。）は、12年以内とする。

2 認定中小企業者に対する農業改良資金の据置期間については5年以内とし、認定製造事業者等に対する農業改良資金の据置期間については3年以内とする。

(認定中小企業者等に対する農業改良資金の内容)

**第10条** 認定中小企業者に対する農業改良資金の内容は、農商工等連携促進法第4条第1項の規定により認定を受けた農商工等連携事業計画に従って同条第2項第2号イに規定する措置を行うために必要な資金で次に掲げるものとする。

- (1) 農業経営に必要な施設の設置
  - (2) 認定中小企業者の使用する加工施設の改良、造成又は取得
  - (3) 認定中小企業者の使用する販売施設の改良、造成又は取得
- 2 認定製造事業者等に対する農業改良資金の内容は、米穀新用途利用促進法第4条第1項の規定により認定を受けた生産製造連携事業計画に従って同条第2項第3号の農業改良支援措置を行うため必要な資金で、農業経営に必要な施設であって米穀新用途利用促進法第2条第2項の新用途米穀の生産の高度化に資するものを設置するためのものとする。

(認定中小企業者等に係る県貸付金の貸付条件)

**第11条** 農商工等連携促進法第11条第1項の規定により読み替えて適用する法第3条第2項の規定により認定中小企業者への農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関及び米穀新用途利用促進法第8条第1項の規定により読み替えて適用する法第3条第2項の規定により認定製造事業者等への農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関に対し県が貸し付ける資金（以下この条及び第28条において「認定中小企業者等に係る県貸付金」という。）の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日に係る貸付条件については、融資機関が認定中小企業者等に係る県貸付金を原資として認定中小企業者等に対し貸し付ける農業改良資金の貸付条件とそれぞれ同一条件を原則とする。

### 第4章 債権の保全

様式第1号中「（第7条関係）」を「（第15条関係）」に、

「フリガナ  
氏 名」  
氏 名

「フリガナ  
氏 名」  
氏 名

④ を 生年月日 年 月 日（歳） に、  
」（法人等の場合は、名称及び代表者名）」

「筆数・登記面積」を「筆数・登記面積規模」に改める。

様式第2号中「（第8条関係）」を「（第16条関係）」に改める。

様式第3号中「（第9条関係）」を「（第17条関係）」に改め、同様式裏面中「会社整理開始」を「特別清算開始」に改める。

様式第4号中「（第12条関係）」を「（第20条関係）」に、「農業改良資金県貸付金貸付申請書」を「農業改良資金県

貸付金貸付申請書（農業者等用）」に、「第12条の」を「第20条の」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。



様式第4号の2 (第26条関係)

農業改良資金県貸付金貸付申請書 (認定中小企業者等用)

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

融資機関の名称

代表者

㊤

農業改良資金助成法第3条第2項に規定する農業改良資金の貸付けを実施するため、島根県農業改良資金貸付規則第26条の規定により、下記のとおり県貸付金の貸付けを申請します。

記

農業改良資金県貸付金借入金額 円

添付書類

- 1 認定農商工等連携事業計画の写し又は認定生産製造連携事業計画の写し
- 2 農業改良資金借受者電算入力票

様式第5号中「(第13条関係)」を「(第21条、第27条関係)」に改める。

様式第6号中「(第14条関係)」を「(第22条関係)」に改める。

様式第7号中「(第15条関係)」を「(第23条、第28条関係)」に改める。

様式第8号中「(第15条関係)」を「(第23条、第28条関係)」に改め、「各農業者ごとの貸付決定通知書」を削る。

様式第9号中「(第16条関係)」を「(第24条関係)」に改め、同様式裏面中「会社整理開始」を「特別清算開始」に改める。

様式第10号中「(第17条関係)」を「(第31条関係)」に改める。

様式第11号中「(第17条関係)」を「(第31条関係)」に改め、「各農業者等から」を削る。

様式第12号及び様式第13号を削る。

様式第14号中「(第20条関係)」を「(第34条関係)」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第15号中「(第20条関係)」を「(第34条関係)」に、「第20条第3項」を「第34条第3項」に改め、「各農業者等から」を削り、同様式を様式第13号とする。

様式第16号を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県農業改良資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う借入申込みについて適用し、同日前に行われた借入申込みについては、なお従前の例による。